

【給付金の申請時に必要な書類】

(全員共通)

①平泉町子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書

※申請者は児童手当の受給者です。高校生のみを養育している世帯の場合、令和3年度（令和2年分）の所得額が多い方（父又は母）を申請者としてください。

②申請者名義の通帳の写し

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かるもの

③申請者の本人確認書類

※申請書提出時に運転免許証やマイナンバーカードなどを提示してください。

④申請者と配偶者の個人番号が分かるもの

※マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票など。

※申請書に記入する際に使用します。申請書に記入済みの場合は必要ありません

==== 下記に該当する場合は、追加で書類を添付してください ====

■申請者が公務員の場合

所属庁から配布された「児童手当10月分支払通知書」または「支給決定通知書」

※通知書等を紛失している場合は、所属庁に相談し再発行を依頼してください。

■児童と別居（児童が町外に在住）している場合

児童の属する「世帯全員分の住民票（本籍・続柄省略なし）」

■令和3年1月1日時点において配偶者と別居（配偶者が町外に在住）していた場合

配偶者の「令和3年度（令和2年分）所得課税証明書」

■令和3年1月1日時点において申請者と配偶者が平泉町に住民登録していなかった場合

申請者と配偶者の「令和3年度（令和2年分）所得課税証明書」

※令和3年1月1日時点で住んでいた市町村から所得課税証明書を取得してください。

■高校生のみを養育している世帯で、離婚協議中により別居している場合

「離婚協議中であることを証明できるもの」

※調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書など。

■「郵送」で申請する場合

「本人確認書類の写し」（運転免許証、マイナンバーカードなど）

給付金の申請先は令和3年9月30日時点で住民票のある市区町村です。